

(参考) 税法上の優遇措置について

(1) 個人からのご寄附

当機構が発行する「寄附金受領証明書」を添えて、税務署に確定申告を行うことにより、所得税と個人住民税の両方の控除を受けることができます。

(個人住民税の控除のみを受ける場合は、市区町村において簡易な手続きで済ませることが出来ます。)

◆◇◆所得税の優遇措置◆◇◆

--<所得控除の計算方法>-----

所得金額等の 40%を限度とする寄附金額について、2,000 円を除いた額が所得額から控除されます。

◆寄附金控除額＝寄附金額（所得の 40%が上限）－2,000 円

※ご寄附の内容が「修学支援事業基金」に該当する場合は、上記の所得控除の他に、税額控除の制度を選択することができます。

寄附者様において、いずれか有利な計算方法をお選びください。

--<税額控除の計算方法>-----

寄附金額から 2,000 円引いた額に 40%を乗じた額を、所得税額から控除できます。

税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方にとって所得控除と比較して減税効果が大きくなります。

◆寄附金控除額＝{寄附金額（所得の 40%が上限）－2,000 円} × 40%

◆◇◆個人住民税の優遇措置◆◇◆

お住まいの都道府県・市区町村が、条例で当機構を寄附金控除の対象としている場合、総所得金額等の 30%を上限とする寄附金額について、下記のとおり翌年の個人住民税から控除されます。

--<税額控除額の計算方法>-----

◆都道府県が指定している場合（寄附金額－2,000 円）× 4%

◆市区町村が指定している場合（寄附金額－2,000 円）× 6%

◆都道府県・市町村共に指定している場合（寄附金額－2,000 円）× 10%

※それぞれの都道府県・市区町村により取り扱いが異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

(2) 法人からのご寄附

◆◇◆法人税の優遇措置◆◇◆

寄附金の全額を損金に算入することができます。(法人税法第 37 条第 3 項第 2 号)

※当機構への寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
(平成 16 年 3 月財務省告示第 178 号及び昭和 40 年 4 月大蔵省告示第 154 号)

高専機構ホームページより：http://www.kosen-k.go.jp/hj_kifu.html